筑前町告示第 118 号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 34 条第２項の規定により調査した結果、次の者は筑前町に住所を有しない者と認め、同法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第１項の規定により職権消除したので、同条第４項の規定により公示する。

令和８年 10 月 29 日

筑前町長　　田　頭　喜　久　己

１．職権消除された者

住　　所　　福岡県朝倉郡筑前町四三嶋 1184 番地 2

氏　　名　　上田　祐一

生年月日　　平成 19 年 12 月 14 日

２．職権消除年月日

令和８年 10 月 29 日